

## クレーン・玉掛の講習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%（上限10万円）となります。  
給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込みされません。

### ◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

講習料およびテキスト代

支給対象合計額 75,800円 (20%相当は 15,160円)

### ◆小型移動式クレーンを最初に受講された場合の料金◆

- ・小型移動式クレーン…受講料47,300円 テキスト代1,600円
- ・玉掛け…受講料25,300円 テキスト代1,600円

### ◆玉掛を最初に受講された場合の料金◆

- ・小型移動式クレーン…受講料40,700円 テキスト代1,600円
- ・玉掛け…受講料31,900円 テキスト代1,600円